

經濟論叢

第九十七卷 第三號

王莽の社会思想について……………	穂 積 文 雄	1
アージリスの組織理論(2)……………	田 杉 競	35
プレビッシュ報告批判……………	松 井 清	51
プレハーノフの著作集について……………	田 中 真 晴	68

昭和四十一年三月

京 都 大 學 經 濟 學 會

プレビッシュ報告批判

松 井 清

I 批判の原則的立場

プレビッシュ報告が発表せられて以来、すでは1ケ年を経過した¹⁾。これを討論の基礎にして開催せられた国連の国際貿易開発会議は、広く知られているように、殆んどみるべき具体的な成果をのこすことくな終ったけれども、この報告自身が、世界貿易に関する考え方に与えた影響は、必ずしも小さいものではなかった。とくにわが国においては、マルクス経済学者とよばれる人々の間に、この「報告」を「進歩的」なものであるとか、「画期的」なものであるとか、手離して礼讃するものがあらわれたり、逆に近代経済理論の立場にある人々の間に、これは余りにも強く「低開発国」の利益を擁護するというかなりきびしい批判をするものがあらわれたり、多くの問題をなげかけたように思われる。「報告」について多くの議論がなされたけれども、それらは殆んど「報告」が提案している政策に関してであって、「報告」の背後にある経済学の原則にまで立入ったものは、わたくしのみるかぎり、余り多くはない。わが国の経済学界には、周知のように、マルクス経済学と近代経済理論があり、相互に対立している。にも拘らず、この「報告」に関する限り、2つの学派は、その原則的立場を忘れ、やすやすと共通の土俵の上にひきづりあげられてしまっている。意見の岐れるのは、原則の問題ではなく、個々の具体的政策に関してだけなのである。

そんな空気のなかであるから、発表されてからすでに1ケ年を経過した今日でも、「プレビッシュ報告」を、原則的に批判する意味は十分存在するもので

1) R. Prebisch, *Towards a New Trade Policy for Development*, 1964, 外務省訳、「新しい貿易政策をもとめて」。

あると考える。この小論はそのような意図から書かれたものである。

まず「報告」を礼讀する修正主義マルクス経済学の一部の人々について一言したい。「報告」はすこし注意ぶかく読めばわかるように、マルクス経済学の方法で書かれているものでなく、近代経済理論の方法で書かれている。近代経済理論は、現代におけるブルジョア俗流経済学である。そのような俗流経済学の方法で書かれたものから、どうして「進歩的」な貿易論が出てくるか。わたくしが修正主義マルクス経済学について、とくに注意を喚起したいのは、この点である。わが国の修正主義マルクス経済学者は、マルクス主義の原則に無知であるばかりでなく、近代経済理論も殆んど勉強していない。だから近代経済理論が少しもっともらしいことをいうと、すぐだまされてしまう。

「プレビッシュ報告」は、第2次世界大戦後、ブルジョア経済学が好んで取上げている「低開発国経済学」の1つである。そこで順序として、この「低開発国経済学」の階級的性格を明らかにしておこう。かつて中国の経済学者黄展鵬氏は、「低開発国経済学」が次のような欺瞞的な主張をしていることを指摘した²⁾。

- (1) 「先進国」の「経済援助」は、「低開発国」にとって必要なものである。
- (2) 「先進国」は「経済援助」を行うにあたって、すでに搾取と略奪の意図を放棄している。
- (3) 「先進国」の「経済援助」は、「低開発国」を援助して、その独立を実現させるためのものである。

しかし現実には、このような主張とは全く別のものである。「先進国」と「低開発国」との関係は、第2次大戦後の現在でも、依然として、帝国主義国と植民地・従属国との関係である。したがってそこには、レーニンが「帝国主義論」で明確に指摘したように、搾取と略奪が存在する。「低開発国経済学」は、帝国主義国と植民地・従属国との関係を、「先進国」と「低開発国」という量的な関係にすりかえてしまい、資本の輸出に、「経済援助」という美しい名前

2) 「北京周報」1963. 11. 5号。

をつけてごまかそうとしている。しかしどのような名前でもばうとも、資本の輸出であるかぎり、そこに搾取と略奪がおこなわれることは、厳然たる客観的法則である。資本はそれが過剰であり、利潤率や利子率が低い国から、資本が不足であり、利潤率や利子率の高い国へ輸出される。そして利潤率や利子率の低い「先進国」のそれらを高める作用をもっている。現実的には「先進国」の資本が、「低開発国」に投下され、「低開発国」の低賃銀を利用し、龐大な植民地的利潤をあげている。これは現在でも、「低開発国」に旅行した人が、目のあたりにみるいつわることのできない事実である。

「先進国」が「低開発国」を搾取するのは、単に「経済援助」によってだけでなく、貿易によってもこれをおこなっている。マルクスが指摘しているように、生産力の高い「先進国」の輸出品と、生産力の低い「低開発国」の輸出品の交換は、不等価交換であって、この不等価交換を通じて「先進国」は「低開発国」を搾取しているのである。これを「低開発国経済学」は交易条件の有利化、不利化という量的な問題にすりかえてしまっている。

さてここにとりあげる「プレビッシュ報告」は、1964年3月から6月にかけて、スイスのジュネーブで開かれた国連貿易開発会議における討議の基礎資料として提出されたものである。一見すると「低開発国」に非常に有利な主張のようにみえるが、深くほり下げてみると、流行の「低開発国経済学」と本質的にかわりがないものである。すなわち第2次大戦後の民族解放闘争の激化にうろたえた帝国主義国が、国連という機関を通じて植民地・従属国に与えたみせかけの譲歩である。しかし帝国主義国はそのみせかけの譲歩ですら、本気で実行する気持をもってはいない。それは貿易開発会議の結果が示しているとおりである。だがここでは現実的な問題は、一応除外して「プレビッシュ報告」にたいする理論的な批判に問題を限定したい。

II 「報告」の経済学

この「報告」の経済学は、ケインズ＝ハロッド的な経済学である。だからそ

ここら出てくる政策がいかに進歩的にみえようとも、その経済学の階級的性格を変えることはできない。まずその点をみよう。

「報告」は第1章で書いている。かつて国連が発表した「国際連合開発の10年」の目的の1つは、1970年までに、「低開発国」の平均所得成長率を5%とすることである。これはその直前の10年間に記録された4.4%の数字に比較してそう高いものではない。最低成長率5%の目的をたてることは、国際貿易にとって、どのようなことを意味するか。第1に、もしすべての「低開発国」の総所得が、毎年最低限5%ずつ増大するとすれば、輸入が6%より低い割合で増大すればすむということは殆んど考えられない。その主な理由の1つは、成長率が高まれば、増資が必要となり、この増資のうちに占める輸入割合は、通常所得全体のうちに占める輸入割合よりずっと高いのである。したがって輸入が、総所得の増加率よりも高い割合で増加するということは、ありうべきである。第2に5%の成長目標の意味するところは、「低開発国」としては、国際収支の均衡を維持するために、輸出をも6%の割合で伸ばさねばならないということである。もっと正確にいうと、輸出総額が交易条件の変化を考慮にいれた上で、なおかつ年6%の輸入量の増大をまかなっていける程度に増加しなければならぬということである。1950年代の経験は、この点で非常に不満足なものであった。1950年代における「低開発国」の輸出成長率は、年4%であり、これから石油輸出国をのぞけば、さらに低くなる。同時に交易条件は悪化し、輸入に対する輸出の購買力の成長率はさらに低く、年2%以下であった。

このような成長率のもとでも、国際収支にはかなり大きい不均衡が生じているが、「開発の10年」の目標に添った高い成長率のもとで、1950年代と同じ傾向がづくるとすれば、不均衡は更に大きくなる。これに対してはなんらかの対策がたてられねばならず、「報告」のねらいはそのような対策を探求することにある。すなわち「低開発国」の1次産品、あるいは製品輸出の増大、または外国援助の増大などである。もしこのような対策がとられないとすれば、「低開発国」の国際収支不均衡は、非常に大きなものとなる。1970年には「低開発

国」のマイナスは200億ドル程度に達するものと思われる。それをさげようとするならば、意図された所得成長率5%を引き下げねばならないことになる。ところで5%の所得成長率は、人口の急速な増加を考えれば、決して満足すべきものではない。5%の所得成長率は、人口増加を考慮にいと、1人当り所得のわずか2.6%の増加である。この調子でゆくと「低開発国」が現在の西欧の水準に達するには、80年かかるし、アメリカの水準に達するには、更に40年はかかる。

以上みたように「報告」の経済学は、ハロッド理論そのままである。だからわれわれがハロッド理論に対しておこなう批判が、この理論にもそのまま当てはまる。第1にこの理論は経済の発展を、国民所得成長率という量的な問題に解消してしまい、経済の質的な問題、換言すれば構造的な問題を除外している。ところが「低開発国」の開発に関してはこの構造的な問題こそ決定的なのである。第2にそれと関連することであるが、「低開発国」自身の内部における方を軽視し、「経済援助」とか貿易の役割を過大に評価している。もっとも「低開発国」の責任について、この「報告」は何ら言及していないのではない。すなわち第3部においては、「開発の際必要となる国内の変革」と題し、次のような諸点に言及している。第1に土地所有制度の変革。「低開発国諸国」に一般的にみられる土地所有の形態は、技術の進歩とは相いれないものである。大部分の土地が少数の地主によって所有され、しかも農業の経営形態はきわめて小規模である。こうした点を指摘し、「報告」は土地改革の必要を暗示している。第2に「報告」は大衆の無知と限られた社会的移動性を指摘し、教育や社会構造の変革の必要性を暗示している。しかしながらこれらの暗示はきわめて力弱いものであり、開発の主力を国内の変革よりも国際的協力においていることは確かである。この点は以下「報告」が提案している諸政策をみることによってますますあきらかとなるであろう。

Ⅲ 第1次産品と交易条件

1次産品輸出の交易条件悪化とその対策については、第1部第2章および第2部第1章に書かれている。

「低開発諸国」における国際収支の不均衡は、主として1次産品輸出伸長率と工業品輸入伸長率の格差から結果している。1次産品輸出は若干の例外を除いて、かなりゆっくり伸びるが、工業品輸入需要は加速度的に増加する傾向をもつ。これは経済発展の当然の結果なのである。この傾向は、1次産品輸出の交易条件の悪化によって益々拍車をかけられる。この点について「報告」は、次のように説明している。1次産品に対する需要の伸びが低いため、「低開発諸国」の経済的可働人口が増えても、この生産に吸収できる割合は少なくなってきており、最新技術の導入によって第1次産業の生産性が上昇すればするだけ、その割合は少さくなってゆく。したがって経済的可働人口は、工業その他の活動部門に移されていかなければならぬのである。もしこの転換が、早くおこなわれ、第1次産業が早く調整をおこなって、ゆっくりした需要の伸びに適應するならば、交易条件の悪化を除去するための要請の一つはみたされることになる。すなわちここで「報告」が、交易条件悪化の対策として考えているのは、「低開発国」における工業化である。しかし「報告」は、この工業化の問題には深く立入っていない。「報告」が交易条件悪化への対策としてあげているのは、商品協定、補償融資など、主として流通上の諸問題である。そこで政策を論じた第2部第1章をみよう。

商品協定については、第2次世界大戦後の経験によってみても、次第に発展してきている。ハバナ憲章は、国際商品貿易は、生産と消費の永続的不均衡から生ずる困難に従うものであることを認めている。また、1次産品の国際価格と加工製産品のそれとの不当な不均等を、次第に削減するための措置についても言及している。しかし同憲章は、商品協定が適用される場合の定義については、やや狭義のものしか定めていない。もっとも現在では、これらの問題は、

だんだん大きなスケールになってきており、一般的にいて商品協定には国際貿易のあらゆる面に関連した適切な措置、とくに最低価格の固定、市場へのアクセス、および剰余処理の規定を含めるべきであるということが認められている。ただこれまでの実績は、小麦、錫、砂糖、コーヒーおよびオリーブ油のわずか5品目についてだけ、国際商品協定を締結することができただけである。

1次産品の価格が騰貴しているときは、その輸出国である「低開発国」が協定締結に熱心でなく、輸入国である「先進国」も、後になれば1次産品価格が低下するであろうと予見して同じく商品協定の締結に熱心でない。

「報告」は商品協定がたんに輸出国と輸入国との妥協の産物で、主として市場変動の処理を考へるの基礎としている限り、商品協定を締結しようとする努力は成功しないであろうとのべている。1次産品の輸入国である「先進国」は、1次産品の価格が安ければ安いほどよいというような、近視眼的考え方から離れ、次の2点を考慮すべきである。第1に、1次産品の価格低下のため「低開発国」の輸出所得が下るにつれ、「先進国」からの輸出も減少するという事実の認識である。第2の点は、1次産品価格の低落は「低開発国」の発展に不利益な影響を及ぼし、ひいては世界の政治的経済的繁栄の一般的すう勢を左右するということである。小さな点を省略して、「報告」の考え方の大綱をひき出すと、およそ以上のようなものであろう。

交易条件論が、古典学派以来のブルジョア的貿易理論において重要な位置を占めてきたことは周知のとおりである。交易条件の有利・不利が貿易政策を決定する上において重要な役割を果たしてきたのである。そして「報告」ものべているように、現実において、交易条件は工業国に有利に、農業国に不利に決定されてきたことも事実である。「報告」はこのような矛盾に対する対策として商品協定をとりあげている。しかしこれによって工業国と農業国、「先進国」と「低開発国」との矛盾が、根本的に解決されるであろうか。この問題を考へるに当っては、交易条件論そのものについて原則的に検討することが必要である。というのはジョン・ロビンソンのような進歩的な経済学者でさえ「先進

国)の「低開発国」に対する搾取をただ交易条件だけに求めているからである³⁾。このような立場にたつかぎりにおいては、交易条件問題の解決がすべての問題の解決になるということが論理的な帰結になるであろう。

ここで取上げられているのは、交易条件のうちバイナーのいわゆる単純商品交易条件である。そして商品交易条件は、2国の輸出入商品の単価の比率であり、その価格比率は、輸出入商品に対する需要と供給によって決定される。「報告」が「低開発国」の輸出商品である1次製品の需給、「先進国」の輸出商品である工業品の需給について分析し、両者の交易条件は「低開発国」に不利に、「先進国」に有利に決定されると述べているのは、伝統的な交易条件論の線にそうものである。けれども、すでに他の著書でわたくしが明らかにしたように⁴⁾、交易条件は、流通過程の問題で、せいぜい貿易上で生ずる相対的な有利・不利を明らかにするにすぎない。より根本的な問題は、「低開発国」と「先進国」の生産過程に存在するのであり、「先進国」の「低開発国」に対する搾取は、生産力の格差から生ずる。したがって問題の根本的な解決は、「低開発国」の生産力の水準を、「先進国」のそれにまで引き上げることである。そしてこれが「低開発国」の工業化の問題につながることは、今さら指摘するまでもなからう。すでにみたように「報告」も工業化の問題にふれることはふれている。しかしいうところの工業化はきわめて不徹底なものである。それについてはのちにふれる。

要するに商品協定によって「低開発国」の輸出品である1次製品の価格を上げることが、その限りにおいて「低開発国」に有利である。しかしそれは「低開発国」の当面している国際収支の不均衡、交易条件の不利化などの困難を根本的に救済するものではない。しかもそのような商品協定でさえ、「報告」ものべているように、「先進国」はこれを締結しようとしぬのが現実である。おそらく「先進国」がすすんでこれを締結するのは、それによって「低開発国」

3) ジョーン・ロビンソン「マルクス経済学の検討」紀伊国屋書店、1956年、31ページ。

4) 松井清「世界経済論体系」日本評論社、1963年、42ページ以下。

の購買力を増大し、自国の輸出に有利であるという見通しがある場合だけであろう。「先進国」にとっては、自国の輸出商品である工業品の価格ができるだけ高く、自国の輸入品である第1次産品の価格ができるだけ低いのが有利である。旧植民地主義とよばれる長い期間においては、このような傾向を促進する政策がとられてきた。しかしその結果は、「先進国」自体にとっても必ずしも有利でないような状態をうんでいる。すなわち「先進国」と「低開発国」の富の格差は、ますます増大し、「低開発国」の貧困は、「先進国」の市場としての意味を小さくしはじめた。これが「先進国」の側から商品協定のような政策を必要とする経済的理由であろう。さらにわれわれは政治的な理由も考えなければならない。とくに第2次世界大戦における民族解放闘争の激化と、その相つぐ勝利は、「低開発国」の発言権を拡大している。「先進国」はこれらの「低開発国」の要求をある程度認めざるをえなくなっている。商品協定はそういった「低開発国」の諸要求に対する「先進国」の譲歩の1つであるとみられないこともない。

VI 工業化と製品輸出

すでにのべたように、「報告」も「低開発国」の工業化を否定してはいない。第1部第3章は、「工業化と製品輸出の必要性」を論じており、第2部第2章は、そのための政策である「低開発国からの工業品輸出と特惠」を論じている。簡単にこれを跡づけ、批判しよう。

「報告」は第2次世界大戦以前、および第2次世界大戦直後の、「低開発国」の工業化を、輸入代替のための工業化、あるいは「内側を向いた工業化」と規定している。1930年代、「先進国」は恐慌に対する対策として、厳しい保護政策をとった。そのためすでに工業化の過程にあった「低開発国」の輸出は困難となり、国際収支の状態は悪化した。この状態に対処するために、「低開発国」の工業化は、「先進国」からこれまで輸入していた工業品を、国内で自給すべき方向の工業化とならざるをえなかったわけである。第2次世界大戦はこの工

業化方式を更に促進せしめたが、それ以後この特徴ある傾向を変化するようなことは起らなかった。輸入代替を目的とする工業化は、たしかに「低開発国」の所得の増大に寄与するところがあったが、輸入代替を工業品輸出と合理的に組合わせた場合に比較すれば、所得増大に寄与するところは小さいものであった。

「報告」は「低開発国」における工業化を19世紀におけるイギリスの工業化と比較している。イギリスは当時保護主義的関税を設けなかった。ヨーロッパ諸国では、一般的に関税率は低かった。更に「低開発国」には関税は存在しなかったか、あるいは存在しても財政的目的のためにおかれた財政関税にすぎなかった。このような恵まれた国際的環境のもとにあつて、工業化は国内需要を満たすと同時に、外国市場にたよることもできた。専門化と生産規模の拡大のもたらす利益を十分に享受することができたのである。現在の「低開発諸国」にとってはこのような恵まれた条件が存在しないため、その工業化を推進するために多くの困難が存在する。その困難な問題について「報告」は次のような諸点をあげている。

(a) 工業化が非常に進んだ諸国では、輸入代替の比較的容易な局面が終りをつげたか、あるいは終りを近づけようとしている。それ以上の工業化をおしすすめようとするれば、高い資本集約度と大きな市場を必要とする。さらに輸入代替を広い範囲に拡げようとする、その代替すべき商品を製造するための中間製品、あるいは新式の資本財とか消費財の輸入需要を生じさせ、あるいは膨大化させることになる。

(b) 「低開発国」の国内市場が比較的にせまいということは、しばしば工業品のコストを高くし、非常に高い保護関税に頼らざるをえなくさせる。国内コストの高いのには種々の原因があるが、その1つは市場を拡大すべき輸出がおこなわれなためである。もし工業品輸出の拡大が可能であったとすれば、工業化の過程はより容易となる。

(c) これまでの「低開発国」における工業化は、多くの場合計画にもとづい

ておこなわれたものではなく、輸入を制限あるいは禁止しなければならなくさせた国際環境の悪化によって余儀なくおこなわれたものである。これらの措置は通常さきにもばせるような重要でない商品の輸入について適用された。そのためそんな種類の商品についての国内生産が奨励され、コストにおかまいなく生産資源を食いつぶしたのである。そのような商品は通常は消費財であった。

(d) このように基本的に重要でなく、あるいは緊急に必要でない商品の代替がおこなわれたため、工業化がもっとも進んだ「低開発諸国」は、輸入に関しては、基本的に重要な商品、特に生産活動に必要な資本財に集中することとなった。そのため1次産品輸出による収入が減少すると輸入の削減によってこれに対処することが以前よりもむつかしくなった。

(e) 最後にゆきすぎた保護主義は、一般に外国の競争から国内市場を隔離し、製品の質を向上させコストを引き下げるために必要な意欲を弱める。

「低開発国」における工業化の困難をこのように理解する「報告」の論理からでてくる当然の帰結は、「低開発国」からの工業製品輸出の発展である。「報告」は工業品輸出の発展が1次製品の輸出の発展だけによっては阻止しえない貿易ギャップを阻止しようとする。そこで次に「報告」の提案している政策についてみよう。第2部第2章の問題である。

「報告」は「低開発国」の工業製品の輸出を促進するため、2つの種類の措置が必要であるとしている。第1に輸出の流れを阻止している障害を除去することによって、広大な工業地域の市場を開くこと。第2に積極的な輸出促進政策が、「低開発国」側のみならず国際的分野においてもとられなければならないこと。そこでいわゆる特惠制度が取上げられる。

「報告」によると特惠制度とは、「低開発国」の産業を援助することにより、コスト高のため輸出市場において達着している困難な事態を克服させることである。特惠制度は「低開発国」の諸産業に対して、より大きな市場を開放することによって、そのコストを低下させ、やがて特惠をつづける必要なしに、世界市場において競争することを可能ならしめるための一時的方策である。

「報告」のこの論理が19世紀のドイツで展開された有名なフリードリッヒ・リストの幼稚産業保護論の延長であることは誰の目にも明らかであり、「報告」自身もこれを認めている。能率的な産業になるためには、それらの産業はより大きな市場をもたなければならない。それでなければ、低生産＝コスト高の悪循環を断ち切ることはできない。こうした市場は、他の「低開発国」だけでなく、「先進国」に求めなければならない。幼稚産業が国内市場においてコスト高のため、保護を必要とするならば、外国市場においては、なおさら「先進国」市場であると「低開発国」市場であるとかかわらず、特惠制度という形式による保護を必要とすることは明らかである。このようにのべて「報告」は2つの提案をおこなっている。

(a) 「先進国」はその国内市場において「低開発国」からの輸入に対し、特惠をあたうべきこと。

(b) 「低開発国」はその国内市場において、他の「低開発国」からの輸入に対し、特惠を与うべきこと。

「報告」は「低開発国」に対し特惠をあたえることは、関税交渉のいわゆるケネディ・ラウンドの目的と背馳せず、また無差別に貿易の障害を取り除こうとする他の努力とも矛盾しないことを強調している。

「報告」はさらに特惠制度の詳細にふれているが、理論的な問題を中心とするこの小論では、それらの点は、一切これを省略することにする。問題は「報告」の理論的性格である。以上みてきたように、「報告」は「低開発国」の工業化をみとめているだけでなく、さらに積極的にその工業化をおしすすめるために、工業製品輸出に対する特惠制度を提案している。その点では、かつて「低開発国」の工業化を主張したヌルクセよりも一歩前進しているようにみえる⁵⁾。ヌルクセの主張は、周知のように、農村に潜在する過剰労働力による工業化を主張した。その論理のおもむくところ当然に労働集約的な軽工業化の主張とならざるをえなかった。われわれはヌルクセの主張について、「低開発国」

5) R. Nurkse, *Problems of Capital Formation in Underdeveloped Countries*, 1953.

の工業化を否定し、その農業への専門化を主張するバイナーのような旧植民地主義的傾向とは異なることはこれを認める。しかし「低開発国」の軽工業への特化、「先進国」の重化学工業への特化は、新しい形の植民地主義といわざるをえない。ヌルクセは貿易については、一般的な形が自由貿易への傾斜を示しているだけで詳しくは立入っていない。ヌルクセの重点をおくのは、国内市場であり、国内市場における資本形成である。これに対して、「報告」は「低開発国」における国内市場の狹隘を強調し、国際的な行動の必要性を主張している。ヌルクセが、国内的分野で解決しようとした問題を、国際的分野で解決しようとしているのである。前にみた「低開発国」の1次産品に関する商品協定や、工業品輸出に関する特惠制度は、「低開発国」の1次産業、軽工業への特化をもたらさざるをえない。結果はやはりヌルクセの主張と同様であろう。いや国際的機関によって同様のことを実現しようとしている点では、ヌルクセよりも一層巧妙であるといえよう。現代の新植民地主義は、しばしば国際的機関、あるいは地域経済統合によって、そのもっている本来の意図をおおいに隠そうとするものである。

V 補償融資の問題

「報告」はまず「低開発国」に対する国際的資金の供与における最近の成果と欠陥に言及している。「自由主義経済国」から、援助、民間投資、借款など種々の形式で供給された資金は、1950年には18億ドルであったが、1962年には、総額66億ドルに達した。その年間増加率は、平均して約11%であるが、まだ十分であるとはいえず。1962年に供給された資金は、先進諸国の同年度の総合所得の0.7%にすぎなかった。この比率は国連総会によって認められた1%の数字よりかなり低いものである。しかしいずれにしても、「先進国」による国際資金の供与は積極的に前進している。「低開発国」に対する民間投資の必要性がみとめられる一方、相当額の国家資金の供与の必要性もみとめられている。償還期間、利息、手数料、プロジェクトのタイプなどに関し、資金供与条件が緩

和しつつあることは、それ自身前進とみるべきである。世界的な金融機関を有益に補足する地域的金融機関も設立されている。

しかしこれら積極的な面と同時に否定的な面もあることを「報告」は指摘している。否定的な面は2つある。第1に「低開発国」における交易条件の悪化は、その資本財輸入能力を減殺し、結果として供与された国際資金の商品効果を減殺していることである。第2に、これら資金の大部分の返済のための比較的早い返済期間は、多くの「低開発国」に重い負担となっている。これら国際資金の流れにおける否定的な面に着目し、「報告」は補償融資の必要をとくのである。

「低開発国」が、国連「開発の10年」の目標に到達し、これを超えるためには、必要な内外の資金を動員することを計画できなければならぬ。成長率を増加させるためには、投資率を増加しなくてはならない。そしてこれが輸入された機械を含む限りにおいては、必要とされる外貨が存在するという想定が必要である。ところが、大部分の「低開発国」の外貨準備は非常に低く、多くの場合、「低開発国」では、不必要品の輸入は最小限にまですでに削減されている。かくて「低開発国」の交易条件の悪化は、「低開発国」の成長に必要な生産財の輸入能力を減少させる。経済開発は、特定の要素あるいはプロジェクトが相互に補充し合う単一の過程である。したがって「経済協力」によって融資されたプロジェクトの有効性は、補足的投資のために期待されていた外貨資金が、商品輸出価格の下落によってえられなくなった場合に、減少せざるをえなくなる。これが交易条件の悪化がもたらす影響である。

「報告」はこの問題の解決に2つの方法があるという。1つはすでにみた商品協定である。だが商品協定はすべての商品について実現されるのでなく、したがって完全な解決策でありえない。そこで第2に「低開発国」の交易条件悪化を補償する補償融資が問題となる。補償融資は借款の形式で提供される一般の資金とは異っている。借款とは、それを提供する国が自分でかせいだ資金であるが補償融資とは1次産品輸出国からえた収入よりなる資金を1次産品の交

易条件が悪化した結果、トランスファーすることである。

「報告」は何が補償融資の出発点となるか、時間的にどの時点から「低開発国」の輸出所得の減退を計算すべきであるか、現存の価格であらたな損失をこうむらないと補償するだけで十分であるか、また交易条件が最近ほど「低開発国」にとって不利でなかった過去のある年をとって計算すべきであるか、などなどの問題を提起している。そしてこれらの問題に対する「報告」の解答は、次のようなものであると思われる。あらたなる損失を補償することは重要であるが、それでは十分でない。「低開発国」の購買力が弱化するのを、単に防ぐだけでなく、これを回復するために積極的な手を打たなければならない。

「報告」は更に補償融資の額の計算の問題などの詳細にふれているが、それらは一切省略しよう。何度も指摘したように、ここでの問題は原則的な問題だからである。第2次世界大戦後、「経済協力」とか、「経済援助」とか種々の新しい言葉があらわれた。しかしこれらはその本質からいって資本の輸出にほかならない。したがってそこには当然に資本の論理が作用する。このわかりきったように思われる事実が案外に理解されていない。おそらくこれらの新語は新植民地主義の魔術であり、多くの人々がこの言葉の魔術にひっかかっている。「補償融資」もその1つであるとみることはできないであろうか。そののべているところをみると、「報告」の論調は「先進国」に非常にきびしく、「低開発国」に非常に有利であるようにみえる。「補償融資」という言葉そのものが、過去、現在、未来における「先進国」の「低開発国」に対する搾取のつぐないという意味を内包している。民間資本投資、あるいは国家資金の供与によっても不十分な資金を供与しようというのであるから、補償融資は、それらのもより、より有利な条件のものであるにちがいない。「報告」は、返済期間、利払いなどの対象となる借款の形式をとってはならないとのべている。それがきわめて条件のゆるやかな「有償経済援助」なのか、「無償経済援助」=贈与なのか明白でない。しかしかりに贈与であるとしても、事態を「先進国」と「低開発国」の全関係においてみれば、やはり、それは「先進国」から「低開発国」

への資本輸出としての作用をもっている。「低開発国」はすでに「先進国」に龐大な債務をかかえており、この「補償融資」という名の贈与は、これら債務の返還を容易にする作用をもつからである。言葉をかえていうならば、贈与は資本の輸出による搾取と略奪を容易にする潤滑油の作用をもつのである。

さらに「低開発国」における外国資本の増大は、それらの国々における民族資本の形成、「自力更生」による経済建設の意欲を減退させ、「先進国」への依存性と従属性を強める結果をもたらす。この点については、もはや多言を必要としないであろう。

VI お わ り に

以上簡単にみてきたところからでもわかるように、「プレビッシュ報告」は理論的にみるかぎり、第2次世界大戦後多くあらわれた「低開発国経済学」の一種である。その特徴を要約すると次のようなものとなる。

(1) その基礎におかれた経済学は、ケインズ＝ハロッドの流れをくむ近代経済理論である。

(2) その主張するところは、商品協定、特惠制度、補償融資など、「低開発国」の側に立ったきわめてラジカルなもののようにみえるが、その実は帝国主義国でさえも、共通に討論の基礎材料としうような改良主義的なものにすぎない。改良主義的である点では、かつて発表されたミュルダール⁶⁾の理論と同一線上に立つものである。

(3) 更に今1つの特徴は、「先進国」と「低開発国」と1国対1国との関係を、国際的な舞台にのぼせた点であろう。

以上のような特徴をみると、それがたくみに組み立てられた新植民地主義のイデオロギーといわざるをえない。新植民地主義の旧植民地主義と異なる点は、露骨な搾取を主張せず、時には「低開発国」の利益を擁護するかのようなセスチャーをとることである。なぜこのようなことが必要になったかは、第2次世

6) G. Myrdal, *Economic Theory and Underdeveloped Regions*, 1957.

世界大戦後における世界経済の変化をすることによって明らかとなる。一言でいうならば、それは社会主義世界経済体制の成立と強化、民族解放闘争の激化とその相次ぐ勝利である。それに対してアメリカを頭とする帝国主義諸国は、一方では益々狂暴に植民地・従属国の搾取と略奪を強行する（ベトナムをみよ）かたわら、他方では民族解放闘争に対しみせかけの譲歩をおこなわざるをえなくなっている。「低開発国経済学」は、帝国主義によるみせかけの譲歩の産物である。だから「報告」を討議の基礎として開催された国連貿易開発会議において、「先進国」は現実には、「低開発国」の要求を殆んど入れていない。「報告」に示されたみせかけの譲歩は、それによって民族解放闘争の鋒先を幾分かでも鈍らしうるものならば、それで十分目的を達しているのである。「報告」について評価しうるものがあるとすれば、「報告」そのものの内容ではなく、このような「報告」をだし、それを討議の基礎として国連貿易開発会議を開かざるをえないような状況を作りだした民族解放闘争のエネルギーであろう。

「報告」に対して以上のような評価を下しておるものは、はじめにも述べたように、わが国では必らずしも多いとはいえない。しかし中国の経済学者勇龍桂氏が1964年5月の雑誌「思想」に残した言葉は暗示的である。「私たちの考え方はこうであります。もともと国連の下でこの種の会議をやることはフルンチュフの提唱によるもので、最初のうちはケネディは、これに反対していましたが、そのうち賛成しはじめました。ジュネーブ会議は、新植民地主義と現代修正主義の合作であると思います。アメリカの新植民地主義者はこの会議を利用しようとしていますし、一方現代修正主義者もこれを利用しようとしています。」⁷⁾

7) 勇龍桂、アジア・アフリカ経済の当面の諸問題「思想」1964、5、153ページ。